

## 受講態度・演習評価について

本研修は、介護に従事する者を育成することを目的とした研修です。従って、将来介護に携わることが適しているかどうかという視点も含めて評価します。

〔評価内容など〕

受講態度では、以下の10項目について評価します。

評価は講師の主観的判断によって行われるため、絶対的な評価基準ではありません。

内容
① 遅刻の有無
② 中座・早退の有無
③ 講義中の私語
④ 講義中の聴講態度
⑤ 実技・演習の取り組み態度
⑥ 実技・演習内容のレベル
⑦ グループワークに協調的に取り組んでいるか
⑧ グループワーク中、他者の意見を聞いているか
⑨ グループワークで他者の意見を頭ごなしに否定していないか
⑩ その他（講義の守秘義務、物品の扱い、忘れ物、など）

※毎回の講義及び課題演習における評価を担当講師が行う。

山田町社協介護職員初任者研修課程

修了評価 チェックリスト

No	提出科目	評価項目	評価	担当印
1	1(1)多様なサービスの理解	施設や訪問宅を想定した自己紹介ができるか		
2	2(2)②ICF の理解	事例について、ICF の構成要素に従って評価できるか		
3	4(2)医行為と介護	医療行為ではない行為について話し合うことができるか		
4	5 (1) 介護におけるコミュニケーション	コミュニケーション技術のグループワークで傾聴と共感ができているか		
5	6(1)②老化に伴う心身の機能と日常生活への影響	高齢者疑似体験を行い、高齢者の身体機能の低下を理解することができたか		
6	8(2)①身体障がい者の理解	白杖体験を行い、視覚障がい者に対する理解をすることができたか		
7	9(6)口腔ケア	口腔ケアを適切実施することができたか		
8	9(6)FIM	事例について FIM を作成することができたか		
9	9(7)移動・移乗	ベッド上での移動介助ができたか		
10	9(7)移動・移乗	車いすへの移乗はできたか		
11	9(7)移動・移乗	車いすでの移動はできたか		
12	9(7)移動・移乗	車いすでの障害物での移動はできたか		
13	9(8)食事	片麻痺がある方への食事介助を配慮することができたか		
14	9(8)食事	視覚障がい者への食事介助を配慮することができたか		
15	9(9)入浴・清潔保持	羞恥心へ配慮した着脱はできたか		
16	9(9)入浴・清潔保持	清拭介助を実施することはできたか		
17	9(10)排泄	羞恥心へ配慮した排泄介助ができたか		
18	9(10)排泄	不快なくおむつを当てることはできたか		
19	9(10)排泄	汚物をきれいに片付けることはできたか		
20	9(11)睡眠	安全・安楽な体位で臥床介助することができたか		
合計		10 段階評価 200 点満点 140 点以上で合格とする		



## 修了評価の方法

<b>○筆記試験</b>	
評価方法	<p><b>【出題範囲】</b> 「2 介護における尊厳の保持・自立支援」から「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」とし、テキスト1巻P14から2巻267ページまでとする。</p> <p><b>【出題形式】</b> 五肢択一形式及び記述形式（記述は「7 認知症の理解」科目中「(4)家族への支援」項目の部分のみ）</p> <p><b>【出題数（配点）及び試験時間】</b> 「2 介護における尊厳の保持・自立支援」…5問（10点） 「3 介護の基本」…5問（10点） 「4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携」…5問（10点） 「5 介護におけるコミュニケーション技術」…5問（10点） 「6 老化の理解」…5問（10点） 「7 認知症の理解」…5問（10点） 「8 障害の理解」…5問（10点） 「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」…15問（30点） <b>合計 50問（100点）、60分</b></p>
<b>○演習</b>	
評価方法	<p>① 20の項目からなるチェックリストにより講師が評価する。</p> <p>② 上記とは別に、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目中「(5)快適な居住環境整備と介護」項目に関しては、用具類の基本的な使用方法を口頭にて概説させ、また、講師の指示に基づきシミュレーションを行い、習得状況を10段階評価する。</p> <p>③ その他の科目は、講師が受講者の演習の様子を確認しながら、適宜評価を行う。</p>
<b>◎最終評価</b>	
評価方法	<p>以下のすべてを満たした場合、認定基準に達したものとする。</p> <p>○筆記試験：70点以上</p> <p>○演習：①14項目以上で技術習得が確認できたもの ②レベル7以上に達したもの ③講師が適正と判断したもの</p>
<b>基準に満たない場合の取扱い</b>	
<p><b>【結果の通知方法】</b> 筆記試験終了後7日以内に、受講者に対し郵送にて個別通知する。</p> <p><b>【再試験の実施方法及び評価方法】</b> 筆記試験については、基準に達しない項目について担当講師が個別指導を行い、補講終了後、再度筆記試験を行う。（試験問題は、補講終了者用に別途作成。）</p> <p>演習については、基準に達しない項目について担当講師が概ね習得した（7割を基準とする）と認められるまで繰り返し演習を行うこととし、チェックリストを用いず、可否による判定とする。</p>	

※筆記試験の評価方法は、出題範囲、出題形式、出題数（配点）及び試験時間を記載すること。

※演習及び実習（実施する場合）の評価方法は、各事業者において適宜定める方法を記載すること。

※最終評価は、総合評価（認定基準：7割以上）の判定基準を記載すること。

※基準に満たない場合の取扱いは、結果の通知方法、再試験の実施方法及び評価方法について詳細を記載すること。

